

表 1

区 分		補助対象 経 費	補 助 限 度 額 (年額)		
			第 1 子	第 2 子	第 3 子
①	生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）の規定による保護を受けている世帯	入園料及び保育料の合計額	308,000 円		
②	当該年度に納付すべき市町村民税が非課税となる世帯		272,000 円	308,000 円	
③	当該年度に納付すべき市町村民税の所得割が非課税となる世帯				
④	当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税額が 77,100 円以下の世帯		187,200 円	247,000 円	308,000 円
⑤	当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税額が 211,200 円以下の世帯		62,200 円	185,000 円	308,000 円
⑥	上記区分以外の世帯		—	154,000 円	308,000 円

- 備考 1 世帯構成員中 2 人以上に所得がある場合は、所得割課税額を合算する。
- 2 途中入退園及び休園により、保育料が在園期間に応じて減免されている場合の補助限度額は、次の算式により減額して適用する。
補助限度額×(保育料の支払月数+3)÷15 (100円未満を四捨五入)
- 3 実際の減免額が補助限度額を下回る場合は、当該減免額とする。
- 4 市町村民税の所得割課税額については、住宅借入金等特別税額控除前の所得割額を用いて、所得階層区分を決定する。

【階層区分ごとの多子世帯の適用条件】

多子世帯に対しては、第 2 子の保護者負担額が第 1 子の半額、第 3 子は無償となるよう、負担軽減を図る。

多子軽減の適用に関しては、当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税額が 77,100 円以下の世帯については、多子計算に係る年齢制限を撤廃し、当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税額が 77,100 円以上の世帯については、小学校 3 年生までの兄・姉の数に応じて、多子世帯の負担軽減を図る。

なお、多子計算に係る兄・姉については、生計を一にする者に限る。

【ひとり親世帯等の特例】

当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税額が 77,100 円以下の世帯で、ひとり親世帯等、在宅障害児（者）のいる世帯、その他の世帯（生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市長が認めた世帯）の子どもの補助限度額は表 2 のとおりとなる。

なお、多子計算に係る兄・姉については、生計を一にする者に限る。

表 2

区 分		補助対象 経 費	補 助 限 度 額（年額）		
			第 1 子	第 2 子	第 3 子
①	当該年度に納付すべき市町村民税が非課税となる世帯	入園料及び保育料の合計額	308,000 円		
②	当該年度に納付すべき市町村民税の所得割が非課税となる世帯				
③	当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税額が 77,100 円以下の世帯		272,000 円	308,000 円	

- 備考
- 1 世帯構成員中 2 人以上に所得がある場合は、所得割課税額を合算する。
 - 2 途中入退園及び休園により、保育料が在園期間に応じて減免されている場合の補助限度額は、次の算式により減額して適用する。
補助限度額×(保育料の支払月数+3)÷15（100円未満を四捨五入）
 - 3 実際の減免額が補助限度額を下回る場合は、当該減免額とする。
 - 4 市町村民税の所得割課税額については、住宅借入金等特別税額控除前の所得割額を用いて、所得階層区分を決定する。